

令和6年度物価高騰重点支援給付金 調整給付金のお知らせ

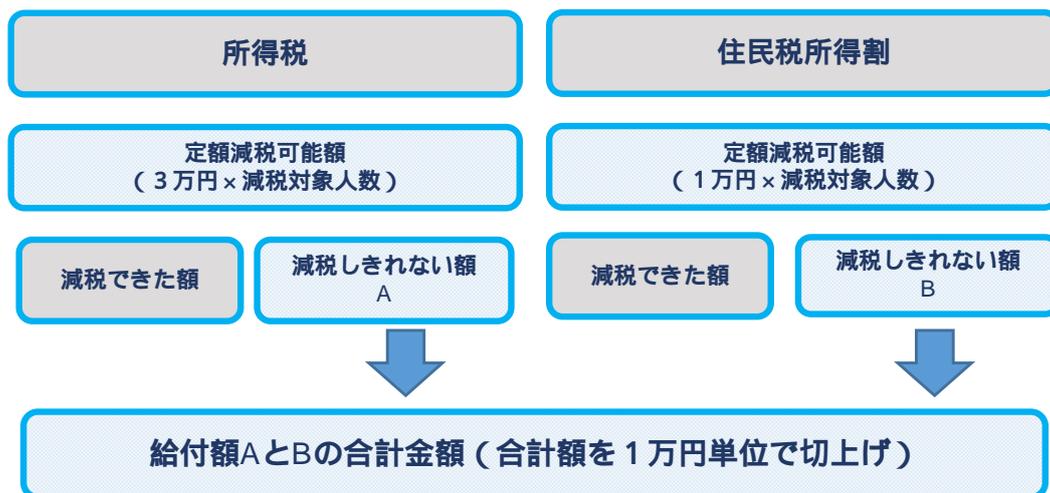
「調整給付金」とは？

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき、4万円（令和6年分の推計所得税額から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割額から1万円）の「定額減税」が行われます。

その際、定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、定額減税しきれない額を1万円単位に切上げて算定した「調整給付金」が支給されます。

対象者

令和6年分の所得税と令和6年度分の個人住民税所得割の少なくとも一方を課税されており、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方に対して支給します。



支給時期

川西市が「確認書」等を受理した日から2～3週間後が目安です。

不備があれば、振込できません。
記載いただいた電話番号に連絡することがあります。



手続き方法

「確認書」等の案内書類を送付します。内容をご確認いただき、必要事項を記入、必要書類を添付し、同封の返信用封筒にて返送してください。

支給手続きの詳細は裏面をご確認ください。

支給手続き



以下の内容を確認して、同封の返信用封筒で返送してください。

【確認事項】

給付金振込口座情報が記載されている場合に誤りがないか。

(公金受取口座(マイナンバーカードの登録口座)又は過去に給付金を受け取った口座情報を記載しています。)

調整給付金額に誤りがないか。

確認書の表面に口座情報の記載がない場合や別口座に振込を希望される場合は下記の添付資料が必要です。

請求者の本人確認書類の写し(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、介護保険証、パスポート等の写し いずれか1つ)

振込先金融機関の口座確認書類の写し(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カタカナ表記)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)

- 提出書類に不備があった場合は返却いたしますので、不備内容をご確認いただき申請期限までに再提出してください。 確認書に日中連絡可能な電話番号を記載してください。
- 支給済通知書は発送いたしませんので通帳等でご確認ください。

調整給付金の対象者は同時期に実施している「令和6年度新たに非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付金」の対象にはなりません。

定額減税についての詳細は、国税庁HPや総務省HPをご覧ください。

所得税及び個人住民税において、扶養親族等として申告されている方が、定額減税及び調整給付金の算出基礎となります。詳しくは国税庁HPや総務省HPをご覧ください。

申請期限：令和6年10月31日(木)



低所得世帯に対する給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、川西市や川西警察署、警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

市の職員が給付金についてATMで操作をお願いすることは絶対にありません。

〒666-8501 川西市中央町12-1 川西市物価高騰重点支援給付金担当(市役所5階503会議室)
072-740-3050 受付時間 平日9:00~17:00